

## 岸和田市建設工事等取り抜け方式要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岸和田市が発注する建設工事、測量、設計、監理、地質調査等（以下「工事等」という。）の指名競争入札における取り抜け方式に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 取り抜け方式 指名競争入札の落札者の決定に当たり、中小建設業者の過大受注による工事等品質の低下防止や受注機会の均等による地元建設業者等の育成を目的に、複数の工事等の指名を受けていても先に開札した工事等で落札者となった者は、以後の入札には参加できない入札方式をいう。
- (2) 市内業者 岸和田市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 市外業者 前号に規定するもの以外のものをいう。

(適用対象)

第3条 取り抜け方式の適用対象工事等は、同種の入札参加資格要件（等級区分等）及び同一工種の工事等で、同一日又は指名通知から開札までの期間の一部が重複する場合に指名通知する入札に適用できるものとする。

2 条件付一般競争入札及び希望型指名競争入札は適用対象としない。

(取り抜け方式適用の例外)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、取り抜け方式による指名競争入札を採用しないものとする。

- (1) 当該複数の工事等及び参加可能業者数の状況から取り抜け方式による指名競争入札を行うと参加者が1者になるとき。
- (2) 市内業者の登録が少ない工事等のため、市内業者と市外業者を指名する案件において、市内業者の受注機会を確保する必要性があるとき。

(留意事項)

第5条 取り抜け方式を採用する場合は、次の各号に留意することとする。

- (1) 競争性を確保するため、取り抜け方式の適用対象とならない計画的な発注に努めること。
- (2) 指名通知時に通知すること。

附 則

この要領は平成29年4月1日から適用する。